小矢部市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル実施要綱

１．目　的

小矢部市学校給食センターで実施する調理等業務を委託するにあたり、安全・安心で質の高い学校給食を提供できるよう、複数の事業者から最新の知識と技術、経験に基づく企画提案を受け審査することで最適な事業者を選定することを目的とします。

２．業務概要

（1）業務名

　　 小矢部市学校給食センター調理等業務委託

（2）業務内容及び場所

「小矢部市学校給食センター調理等業務委託仕様書」のとおり

（3）委託期間

　　 令和６年４月１日から令和９年３月31日まで（３年間）

（4）契約上限額

　　業務委託費用の上限額は、232,962,400円（消費税含む）

３．参加資格

　　事業者は、次の要件を全て満たすこととします。

(1) 学校給食調理業務において、1施設で1日2,000食以上の実績を有していること。

(2) 万一の事故発生に備え、損害賠償に対応できる保険に加入していること。

(3) 事故発生や緊急時に迅速に対応できるよう県内に本社、支社又は営業所を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。

（5）参加意向申出書の提出時点において、小矢部市契約規則（昭和48年小矢部市規則第8 号）第20条第2項に規定する指名競争入札の参加資格簿に登載されている者であり、かつ、小矢部市建設工事等指名停止要領第3条第1項の規定に基づき指名停止されていない者であること。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（8）過去５年以内に学校給食調理業務または大量施設調理業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による営業停止処分を受けたことがないこと。

（9）国税、地方税の滞納がないこと。

４．スケジュール

(1)　実施要綱の告示（市ホームページ掲載）　　 　令和5年12月14日（木）

(2)　参加意向申出書の提出期限　　　　　　　　　　　令和5年12月20日（水）

(3)　参加資格審査結果の通知 令和5年12月22日（金）

(4)　施設説明会　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和5年12月26日（火）

(5)　質問書の受付期限　　　　　　　　　　　　　　　令和5年12月27日（水）

(6)　提案書の提出期限　　　　　　　　　　　　　　　令和6年 1月10日（水）

(7)　審査（プレゼンテーション）　　　　　　　　　　令和6年 1月19日（金）

(8)　審査結果通知　　　　　　　　　　　　　　　　　令和6年 1月24日（水）

５．参加意向申出書の提出

（1）プロポーザル参加意向申出書（様式第１号）及び申立書（様式第２号）を直接持参又は郵送、若しくはメールで提出して下さい。

（2）提出場所　小矢部市教育委員会　教育総務課　小矢部市学校給食センター

 　　　　　　　〒932-0814　富山県小矢部市赤倉139番地

℡0766-68-1239　Fax0766-68-1075

Email：gkyusyoku@city.oyabe.lg.jp

(3)　提出期限　 令和５年12月20日（水）　土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時

から午後5時まで（郵送は、当日必着）

６．参加資格審査結果の通知

　　参加条件を満たした申出者に通知します。

（1）結果通知日

　　 令和５年12月22日（金）

（2）通知方法

　　 参加意向申出書に記載された連絡担当者に、郵便及び電子メールにより通知します。

７．施設説明会

（1）開催日時　　令和５年12月26日（火）　午後1時から（希望者のみ）

希望者は申込書（様式11号）を12月20日までに電子メールで提出

（2）集合場所

　　 小矢部市学校給食センター 〒932-0814　小矢部市赤倉139番地

※　確認施設は、市内５小学校・４中学校の配膳室及び小矢部市学校給食センター

　※　参加者は、2名以内とし、調理用白衣、帽子、マスク、内履きを準備して下さい。

１か月以内の細菌検査報告書（コピー可）を持参して下さい。

※　学校への移動手段は、参加者で準備して下さい。

８．質問書の受付と回答

（1）受付期限　　令和５年12月27日（水）　午後5時まで

（2）提出方法　　様式第３号により電子メールで提出、表題は、「学校給食センター調理業務への質問」として下さい。

（3）回答方法　　質問に対する回答は、市ホームページ上で随時公開します。

９．企画提案書の提出

（1）企画提案書

① 業務実績（様式第４号）

② 学校給食に対する基本的な考え方について（様式第５号）

③ 衛生管理体制ついて（様式第６号）

④ 人員配置及び研修体制について（様式第７号）

⑤ 危機管理体制について（様式第８号）

⑥ 調理等業務委託見積書（様式第１０号）

 ⑦ 地元貢献について（様式自由）

　　 ⑧ 業務に係る独自提案（様式自由）

⑨ プレゼンテーション資料（様式自由）

（2）提出場所　小矢部市教育委員会　教育総務課　小矢部市学校給食センター

 　　　　　　　〒932-0814　富山県小矢部市赤倉139番地

℡0766-68-1239　Fax0766-68-1075

Email：gkyusyoku@city.oyabe.lg.jp

(3)　提出期限　令和６年１月10日（水）　土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から

午後5時まで（郵送の場合は、当日必着）

（4）提出部数

様式第４～８号及び上記⑥、⑦、⑧、⑨各1部を直接持参又は郵送で、電子データ（Word・Excel形式）はメールで提出して下さい。

10．審査

　　書類及びプレゼンテーションにより審査します。

（1）プレゼンテーション

日　時　令和６年1月19日（金）　（時間は別途通知する）

会　場　小矢部市役所　２階　特別会議室

時　間　機材等の準備（10分）、プレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分）

機材等 スクリーン、プロジェクター（VGA端子）は、市が用意します。

使用するPC等の機器及び資料については、事業者が準備してください。

（2）審査基準

審査基準は、次のとおりとします。（満点は、160点）

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 配点 |
| １．業務実績 | ・業務を確実に遂行できる実績と経験について・業務運営の安定性について | １０ |
| ２．学校給食に対する基本的な考え方 | ・学校給食に取り組む基本姿勢について・安全で安心な質の高い給食の提供ついて・教育現場との連携について | ２０ |
| ３．衛生管理体制 | ・施設状況を考慮した衛生管理体制について・施設状況を考慮した衛生管理の実施について・従事者の衛生管理及び健康管理について | ２５ |
| ４．人員配置及び研修体制 | ・従事者の構成・配置・資格について・人材の確保について・従事者の休暇等の対応について・社員教育と研修の取り組みについて | ２０ |
| ５．危機管理体制 | ・施設状況を考慮した危機管理体制について・異物混入及び食中毒の防止策と発生時の対応について・人身事故防止対策と発生時の対応について | ２５ |
| ６．地域貢献 | ・どのような貢献ができるかなど | １０ |
| ７．見積金額 |  | ３０ |
| ８．独自提案 | ・調理等業務への独自提案 | １０ |
| ９．ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ | ・企業としての経営方針の明快さ・一貫性を感じられる　か・業務への意欲・実行力を感じられるか | １０ |

11．審査結果の公表・通知

（1）公表日　令和６年1月24日（水）

（2）通　知　市ホームページで公表のほか、プレゼンテーションに参加者全員に電子メールで通知します。

12．失　格

（1）参加意向申出書又は企画提案書等について、提出期限を過ぎて提出された場合

（2）提出された企画提案書の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

（3）提出書類に虚偽の記載があった場合

（4）プレゼンテーション開始時刻まで会場に来なかった場合

（5）審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

13．辞　退

　　本プロポーザルを辞退する場合は、令和６年1月17日（水）　午後5時までに、プロポーザル辞退届（様式第９号）を直接持参又は郵送、若しくはメールで提出して下さい。（郵送の場合は、当日必着）

14．調理業務引継

（1）引継期間

　　 教育委員会と委託業者が協議して期間を設定することとし、引継は委託業者が決定次第、速やかに開始します。

（2）引継業務

　 ① 現行の調理及び配膳業務の作業手順等について、現場の状況を確認してください。

　 ② 給食設備・器具等を使用して、実際に調理業務を行う形態で事前研修を行うこと。

　 ③ 給食提供開始前まで試食会を実施してください。

　 　実施日及び献立については、教育委員会と協議して決定します。

（3）費用負担

　　 引継期間中の業務に係る費用は、事業者の負担とします。

15．契約

　　本プロポーザルは、令和６年度当初予算成立前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した時点で候補者に選定した者を、小矢部市財務規則第142条第3項第1号に基づく随意契約の相手方として見積りを徴収し、契約を締結するものとします。

この契約は、小矢部市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年３月28日条例第３号）による長期継続契約とします。

　小矢部市は委託期間に関わらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとします。

　この場合において、事業者は解除により生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

16．応募に関する留意事項

（1）応募に関しての参加意向申出書・提案書類等の作成、提出等、提案手続きに係る一切の経費は、事業者の負担とします。

（2）小矢部市に提出された提案書等、その他提出物は、一切返却しません。なお、提出物は、本事業の受託候補者の選定以外には使用せず、小矢部市が責任をもって保管・廃棄するものとします。

（3）提出された企画提案書等は、小矢部市情報公開条例（平成12年小矢部市条例第30号）の規定により、情報公開請求があった場合は、次に掲げる非公開情報を除き、原則公開します。したがって、提案書等に次の非公開事項が記載されている場合は、その旨を記載した書類を提出してください。

　① 事業のノウハウ

　② 公開することにより、法人その他の団体と競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる事項

　③ その他公開することが適切でないと認められる事項

（4）本書に定めのない事項並びに本書に疑義が生じた場合は、協議により決定します。